2023年2月17日沖縄電力株式会社

## 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第52条第1項に基づく報告徴収に対する報告について

当社は、経済産業省が保有し、一般送配電事業者へ閲覧権限を付与されている「再エネ業務管理システム\*」の ID およびパスワード (以下、「ID 等」)の管理体制等および利用状況について、令和 5 年 2 月 10 日付で同省から「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (以下、「再エネ特措法」)第 52 条第 1 項に基づく報告徴収について」(以下、「報告徴収」)を受領いたしました。

これを受け、当社は報告徴収の内容に基づき、事実関係の調査を行い、調査結果を取りまとめ、本日、経済産業省へ報告しましたのでお知らせいたします。

今回の調査において、送配電部門に付与された ID 等を小売部門の一部の社員が使用していたことが判明しました。

再エネ特措法に基づいて電気の買取契約の締結や契約変更を行う際に、発電事業者の申込 内容が国の認定情報と一致しているか確認が必要な場合、小売部門の7人の社員が送配電部 門に限定されていたID等を使用して当該システムにアクセスし確認を行っていたものです。

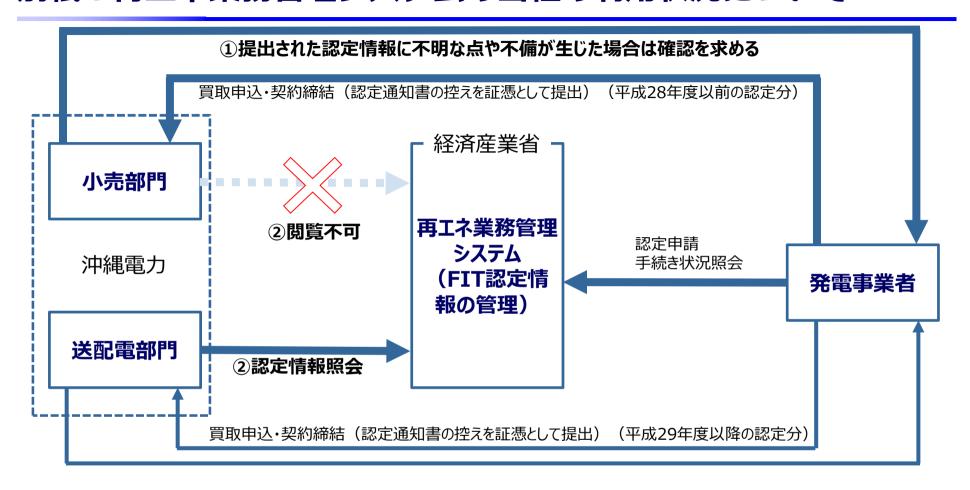
また、当該事象について、2月16日に経済産業省へ報告したところ、同日に追加の報告徴収を受領しております。引き続き社内調査を行うとともに、調査結果および再発防止策について、まとまり次第速やかに公表いたします。

(別紙) 再エネ業務管理システムの当社の利用状況について

※ 経済産業省が保有し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく 再生可能エネルギー発電事業計画認定情報等を管理する業務用システム。一般送配電事業者 は自社供給区域の認定事業者の情報へアクセスできるアカウントが付与されている。

以上

## 別紙:再工ネ業務管理システムの当社の利用状況について



## く認定情報の確認作業について>

- ①:発電事業者のFIT認定状況(認定失効の有無)/発電事業者の変更の場合は認定名義変更手続きの有無
- ②:認定情報の確認について、<u>送配電部門は再工ネ業務管理システムにて国の情報の直接閲覧が可能。</u>
  <u>小売部門は</u>、本来であれば発電事業者に対して、国への確認を促すべきところ、<u>送配電部門に付与されたID等を利用</u>
  して確認を行っておりました。